

納税簡易化法

2024年3月

One Asia Lawyers Philippines Team

日本法弁護士 難波 泰明

フィリピン弁護士 大場 正己

フィリピン法弁護士 カインダイ・ジェネベス・ケイ

はじめに

2024年1月5日、税務行政の近代化と合理化、納税者の権利強化を目的とした納税簡易化法（EOPT法：Ease of Paying Taxes Act）（共和国法（R.A.）第11976号）が署名された。

EOPT法は、税務規制の遵守を向上させ、時代遅れの手続きに取って代わるとともに、歳入を増加させ、国の経済的・社会的成長環境を強化することを目的としている。

EOPT法の主な規定は以下のとおりである。



1. 納税者区分

従来、国税通則法（NIRC：National Internal Revenue Code）は、納税者を総売上高10億ペソ以上の大規模納税者と非大規模納税者のみに分類していた。EOPT法では、納税者を大、中、小、零細納税者に分類し、売上総額の閾値を以下のように定めている。

分類	売上総利益
零細納税者	300万ペソ未満
小規模納税者	300万ペソ～2,000万ペソ未満
中規模納税者	2,000万ペソ以上10億ペソ未満
大規模納税者	10億ペソ以上

EOPT法上、零細・小規模納税者には以下のような緩和措置が取られていることから、納税者区分の改正は、重要な意味を持っている。

- 1) 所得税申告書（ITR）が最大2ページで構成
- 2) NIRC第248条に基づく民事罰の税率の10%への引き下げ
- 3) NIRC第249条に基づく利息の利率50%への引き下げ
- 4) 特定の情報申告を怠った場合の罰金の500ペソへの減額
- 5) インボイスの発行・印刷に関する違反に関する罰則率の50%引き下げ

2. 出願と支払いの場所

納税申告は、認可代理銀行（AAB：Authorized Agent Banks）、地域事務所（PRO：Revenue District Office）、歳入徴収官（RCO：Revenue Collection Officer）、又は認定納税ソ

フトウェア・プロバイダで行えるようになった。以前は、申告・納税地は主たる事務所の所在地を管轄する市町村に限定されていた。従って、誤った管轄での申告に課される課徴金は撤廃された。

3. 付加価値税

a) VATの課税標準

商品又は不動産の販売、サービスの販売、不動産の使用又はリースの両方に対する付加価値税は、現在、総売上高に基づいている。ただし、売上総額の定義は以下のように異なる。

商品又は不動産販売 「総売上高」	サービスの販売及び不動産の使用又は賃貸 「総売上高」
商品又は資産の販売、物々交換又は交換の対価として、購入者が販売者に支払う、又は支払う義務のある金銭又は金銭に相当する価値の総額（付加価値税を除く）。当該商品又は物件にかかる物品税がある場合は、売上総額の一部を構成するものとする。	契約価格、報酬、サービス料、賃貸料又はロイヤルティに相当する金銭又はその等価物の合計額（他人のために行った役務のために課税四半期中に役務とともに供給された材料に請求された金額を含む）。ただし、付加価値税及び第三者への支払いに充当された金額、又は他者に代わりに支払の弁済として受領した金額で、関連する法律、規則又は規制の定めにより売主の利益にならないものは除く。ただし、1年以上の長期契約の場合、請求書は、役務の提供又は物件の賃貸が行われた月に発行されるものとする。

b) 売上手当と売上控除

現在、EOPT法は、納税者が、引当金が付与された役務提供の価額を、還付が行われた又はクレジットの覚書や還付が発行された四半期の総売上高から控除することを認めている。販売時に付与され、インボイスに記載された売上控除についても、特段の事情がない限り、付与された四半期の総売上高から除外することができる。

c) 未回収債権に対する支払い VAT クレジット

商品及びサービスの販売者は、未回収の債権に係る支払い VAT を、合意された支払期間の経過後、以下の場合に、次の四半期の支払い VAT から控除することができる。

- 1) 売主が取引にかかる VAT を全額支払っていること
- 2) 未回収債権にかかる VAT が損金算入されていないこと

d) 請求書発行の要件

VAT 登録者は、物品又は資産の販売、物々交換、交換、リース、及びサービスの販売、物々交換、交換の都度、VAT インボイスを発行しなければならない。

この改正により、サービスの販売及び不動産の使用・リースに関する OR (Official Receipt) 発行義務は削除された。したがって、現在は VAT インボイスが、受取 VAT 及び支払 VAT の納税義務を立証するために十分な書類となっている。さらに、インボイスに購入者の事業形態を記載する必要はなくなった。

e) 受取 VAT の還付

EOPT法では、VAT還付請求額、税務コンプライアンス履歴、VAT還付請求の頻度などに基づき、VAT還付請求を低リスク、中リスク、高リスクの請求に分類している。中リスク及び高リスクの請求は、内国歳入庁（BIR）による監査又はその他の検証プロセスの対象となる。いずれの場合においても、BIRは、還付請求に対応するため、完全な書類の提出から90日間の猶予を与えられる。

4. その他の割合税

同様に、以下のとおり、以下の割合税（percentage taxes）の課税標準が変更された。

割合税	改正前の課税標準	EOPTの課税標準
第116条 VAT免除対象者	総売上又は総収入	総売上
第117条 国内の運送業者及び車庫の管理者	総収入	総売上
第118条 国際輸送業者	総収入	総売上
第119条 フランチャイズ	総収入	総売上
第120条 フィリピンからの海外派遣、メッセージ、会話	サービスに対する支払い額	サービスに対する請求額

5. 救済手続

EOPT法以前は、NIRCは、税還付請求に対してBIRが対応すべき期間を定めていなかった。EOPT法では、納税者は、誤って納付した税金又は課された罰金の控除又は還付請求を、税金又は罰金の納付後2年以内に行わなければならない。その後、BIRは、完全な書類の提出から当該請求に対する措置をとるまでに、180日間の猶予期間が与えられる。納税者は、180日の期間経過後30日以内に租税上訴裁判所（CTA：Court of Tax Appeals）に上訴することができる。

6. 特定の支払いの損金算入に関する追加要件の廃止

EOPT法は、総所得から経費を控除するための追加要件として税の源泉徴収を義務付けていたNIRC第34条(K)を廃止した。

7. その他の規定

- a) 帳簿の保存期間は従来の10年から、帳簿に最後に記載された課税年度について、申告期限の翌日から、期限後申告の場合は申告書の提出日から**5年**に短縮された。
- b) 登録された事業ごとに500への年間登録料を支払う義務は撤廃された。
- c) BIRから売上請求書又は商業請求書を印刷する権限を取得するための手数料は撤廃された。

- d) インボイス発行の基準額は 100 ペソから 500 ペソに引き上げられ、3 年ごとにフィリピン統計局（PSA：Philippine Statistics Authority）が発表する消費者物価指数に基づいて調整される。

納税者は、VAT 及びその他の割合税（Percentage Taxes）に関する改正を遵守するために、歳入規則の施行から 6 ヶ月が与えられる。事業者は、この法律による改正の恩恵を受けられるかどうかを確認し、新規則への準拠に移行することが推奨される。

最後に、EOPT 法は税務行政システムの効率化を制度化することを目的としている。そのため、BIR は、基本的な税務サービスのための統合され自動化されたシステムの提供、事務所間のデータ交換のための電子システム及びオンラインシステムの設置、データセンター、基本的なメッセージング及び電子メール設備、暗号化システム、サイバーセキュリティシステムの構築などの技術能力の向上により、統合されたデジタル化戦略を採用することを課せられている。BIR は同様に、簡易申告の採用、納税手続きの合理化、納税や書類提出の要件緩和、BIR サービスのデジタル化など、税法の遵守を容易にするための「納税のしやすさ」とデジタル化のロードマップを作成する。

EOPT 法は、納税者の利便性を高めるための歓迎すべき進展である。近年からの税制改革や、業種を超えたデジタル化への取り組み強化とともに、フィリピンでは、より包括的な施策によりビジネスのしやすさが促進されることで、急成長を続ける経済を維持し、潜在成長率をさらに高めることが期待される。


◆ One Asia Lawyers ◆

「One Asia Lawyers Group は、アジア全域に展開する日本のクライアントにシームレスで包括的なリーガルアドバイスを提供するために設立された、独立した法律事務所のネットワークです。One Asia Lawyers Group は、日本・ASEAN・南アジア・オセアニア各国にメンバーファームを有し、各国の法律のスペシャリストで構成され、これら各地域に根差したプラクティカルで、シームレスなリーガルサービスを提供しております。

この記事に関するお問い合わせは、ホームページ <https://oneasia.legal> 又は info@oneasia.legal までお願いします。

なお、本ニュースレターは、一般的な情報を提供することを目的としたものであり、当グループ・メンバーファームの法的アドバイスを構成するものではなく、また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当グループ・メンバーファームの見解ではございません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず各メンバーファーム・弁護士にご相談ください。

< 著 者 >

	<p>難波 泰明 弁護士法人 One Asia 大阪オフィス パートナー弁護士</p> <p>大阪市内の法律事務所での約 7 年間の勤務を経て独立し、法律事務所の経営に携わり、国内企業の人事労務、紛争解決、知的財産、倒産処理建築紛争、マンション管理、一般民事事件、刑事事件のほか、大阪市債権管理回収アドバイザーなどの自治体実務を取り扱う。包括外部監査人補助者も複数年にわたり務め、活用賞を受賞。</p> <p>2021 年 9 月、弁護士法人 OneAsia に参画。フィリピンチームを担当し、2023 年からフィリピンに駐在。フィリピン進出に関する法令調査、人事労務、各種コンプライアンス、M&A、債権回収、撤退支援など、幅広くアドバイスを提供している。</p>
---	---



	<p>yasuaki.nanba@oneasia.legal</p>
	<p>大場 正巳 One Asia Lawyers Group – Oba Law, Philippine local counsel フィリピン法弁護士</p> <p>企業法務・税務の法律事務所に勤務し、国内外のクライアントの案件を担当し、税務訴訟や行政手続においてクライアントを代理するとともに、税務、外国投資、企業法務に関する法的助言を行う。 One Asia Lawyersでは、フィリピンへの投資や進出、データプライバシー、労働法、会社法などの規制遵守に関するアドバイスを提供している。</p> <p>masami.oba@oneasia.legal</p>
	<p>カインダイ ジェネベス ケイ Cainday, Jennebeth Kae フィリピン法弁護士</p> <p>フィリピンで最大の監査・税務事務所で国際税務の弁護士・アドバイザーとして勤務。多国籍企業に対し、移転価格、事業再編、税務アドバイザーサービス等を提供。その後、One Asia Lawyers Groupに入社し、東京を拠点として、フィリピン法のアドバイスを提供している。</p> <p>cainday.jennebeth@oneasia.legal</p>